

令和6年度第3回
国民健康保険運営協議会
協議資料

目次

加古川市国民健康保険条例の一部改正について	……P1
令和7年度国民健康保険事業費納付金等の仮算定結果について	……P2
加古川市国民健康保険料の料率見直しについて	……P3～4

加古川市
国民健康保険課

加古川市国民健康保険条例の一部改正について

国民健康保険料に係る改正について

令和6年10月31日に開催された社会保障審議会医療保険部会において、令和7年度国民健康保険料の賦課限度額を、3万円引き上げて109万円とする厚生労働省案が了承された。それを受けて、例年12月下旬に閣議決定される税制改正大綱で賦課限度額の引上げが提示され、年明けには国民健康保険法施行令（以下「省令」）が改正されることが見込まれる。

賦課限度額は、省令で定める限度額内で、市町村国保ごとに条例にて定めることができるが、兵庫県が策定した「兵庫県国民健康保険運営方針」で、県内市町は省令で定める額を標準的な賦課限度額としていることから、本市においても省令で定める賦課限度額にあわせるため、加古川市国民健康保険条例の一部を改正する条例案を令和7年第1回市議会定例会に上程する予定である。

① 改正の内容

基礎賦課（医療分）限度額を65万円から66万円に引き上げる。

後期高齢者支援金等賦課（後期支援分）限度額を24万円から26万円に引き上げる。

	医療分	後期支援分	介護分	合計
現行	65万円	24万円	17万円	106万円
改正後	66万円	26万円	17万円	109万円
差額	1万円	2万円	—	3万円

② 影響額試算（令和6年度で試算）

基礎賦課限度額超過世帯 : 250世帯

うち、引き上げ後も賦課限度額を超える世帯

⇒ 238世帯、保険料：2,380千円 増

うち、引き上げ後は賦課限度額以下となる世帯

⇒ 12世帯、保険料： 67千円 増

計 2,447千円 増

後期支援分賦課限度額超過世帯：341世帯

うち、引き上げ後も賦課限度額を超える世帯

⇒ 289世帯、保険料：5,780千円 増

うち、引き上げ後は賦課限度額以下となる世帯

⇒ 52世帯、保険料： 488千円 増

計 6,268千円 増

総計 8,715千円 増

③ 施行予定日

令和7年4月1日

令和7年度国民健康保険事業費納付金等の仮算定結果について

1 国民健康保険事業費納付金の仮算定結果

(1)事業費納付金の総額

	R6年度(本算定)	R7年度(仮算定)	差 引
合 計	7,154,419,951 円	6,912,971,328 円	▲241,448,623 円
医療分	4,998,860,238 円	4,807,348,939 円	▲191,511,299 円
後期分	1,606,874,283 円	1,590,037,022 円	▲16,837,261 円
介護分	548,685,430 円	515,585,367 円	▲33,100,063 円
被保険者数	45,986 人	43,897 人	▲2,089 人
介護2号被保険者数	14,574 人	14,189 人	▲385 人

※被保険者数、介護2号被保険者数は年間平均数

(2)一人当たりの事業費納付金

	R6年度(本算定)	R7年度(仮算定)	差 引	伸び率
合 計	181,295 円	182,073 円	778 円	0.4%
医療分	108,704 円	109,514 円	810 円	0.7%
後期分	34,943 円	36,222 円	1,279 円	3.7%
介護分	37,648 円	36,337 円	▲1,311 円	▲3.5%

2 昨年度からの変動要因(兵庫県全体)

医療分	一人あたり給付費の増(+1.6%)【プラス要因】
後期分	一人当たり後期支援金の増(+1.4%)【プラス要因】
介護分	一人当たり介護納付金の増(+0.4%)【プラス要因】 介護納付金にかかる2年前精算額返還額の増(+5 億円)【マイナス要因】
全 体	各市町の個別公費(県交付金など)及び個別経費(保健事業などの費用)の60%分を相互扶助化して算定。※R5年度から20%ずつ開始

3 本市の標準保険料率の仮算定結果

	医療分			後期分			介護分		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
R6 年度 (本算定)	7.00%	29,769	19,511	3.01%	12,506	8,196	2.71%	13,972	6,999
R7 年度 (仮算定)	7.33%	31,645	20,456	3.04%	12,952	8,372	2.59%	13,359	6,616
差 引	0.33%	1,876	945	0.03%	446	176	▲0.05%	▲511	▲517

加古川市国民健康保険料の料率見直しについて

試算①

標準保険料率の場合

【歳入】	(円)
保険料・税	4,405,079,000
県支出金	19,088,619,000
諸収入	94,000,000
一般会計繰入金	2,529,479,000
基金繰入金	38,987,000
財産収入	1,106,000
合計	26,157,270,000

【歳出】	(円)
総務費	328,858,000
保険給付費	18,617,893,000
納付金	6,912,973,000
保健事業費	202,516,000
諸支出金	94,030,000
予備費	1,000,000
合計	26,157,270,000

試算②

保険料率据え置きの場合

【歳入】	(円)
保険料・税	4,266,433,000
県支出金	19,088,619,000
諸収入	94,000,000
一般会計繰入金	2,465,047,000
基金繰入金	38,987,000
財産収入	1,106,000
合計	25,954,192,000

【歳出】	(円)
総務費	328,858,000
保険給付費	18,617,893,000
納付金	6,912,973,000
保健事業費	202,516,000
諸支出金	94,030,000
予備費	1,000,000
合計	26,157,270,000

R7標準保険料率	26,157,270,000
R7据え置き	25,954,192,000
差額	203,078,000

国民健康保険事業基金の現状

【基金の状況】

(単位:円)

	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度決算	令和6年度決算見込
年度当初基金残高	1,428,279,828	1,055,803,223	898,465,773	566,121,519
年度中の積立額	908,395	275,550	424,746	585,879
年度中の取崩額	373,385,000	157,613,000	332,769,000	0
年度末基金残高	1,055,803,223	898,465,773	566,121,519	566,707,398